



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 寿スピリッツ株式会社
(URL <http://www.kotobukispirits.co.jp/>)
代 表 者 名 代表取締役社長 河越誠剛
(コード: 2 2 2 2 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画部部長 松本真司
T E L 0 8 5 9 (2 2) 7 4 7 7

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 変更の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨、規定の新設を行うものであります。
- ③ 業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することができる旨、規定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他、条数等の変更、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 28 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 28 年 6 月 28 日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機
関を置く。	関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数および自己の株式の取得)	(発行可能株式総数)
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
② <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、</u>	(削除)
<u>取締役会決議をもって市場取引等により自己の</u>	
<u>株式を取得することができる。</u>	
(新設)	<u>(自己株式の取得)</u>
第 7 条～第 10 条 (条文省略)	第 7 条 <u>当社は、取締役会決議をもって市場取引等によ</u>
(基準日)	<u>り自己株式を取得することができる。</u>
第 11 条 当社は、毎 <u>決算期</u> 日の最終の株主名簿に記載ま	第 8 条～第 11 条 (現行どおり)
たは記録された <u>決議権</u> を有する株主 (<u>実質株主を</u>	(基準日)
<u>含む。以下同じ。)</u> をもって、その <u>決算期</u> の定時	第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載
株主総会において権利を行使すべき株主とする。	または記録された <u>議決権</u> を有する株主をもって、
② <u>前項の場合のほか、本定款に別段の定めがある場</u>	その <u>事業年度</u> に関する定時株主総会において権利
<u>合を除き、株主または質権者として権利を行使す</u>	を行使 <u>することができる株主とする。</u>
<u>べき者を確定するため必要があるときは、取締役</u>	② <u>前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取</u>
会の決議により、あらかじめ公告して <u>臨時に基準</u>	<u>締役会の決議をもって、あらかじめ公告して、一</u>
<u>日</u> を定めることができる。	<u>定の日の最終の株主名簿に記載または記録された</u>
	<u>株主または登録株式質権者をもって、その権利を</u>
	<u>行使することができる株主または登録株式質権者</u>
	<u>とすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 増員または補欠として選任された<u>取締役</u>の任期は、<u>在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10 名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は、5 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議をもって<u>取締役 (監査等委員を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって<u>取締役 (監査等委員を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数)</p> <p>第24条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第25条 <u>監査役は、株主総会の決議において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u> 第26条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第27条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第28条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第27条 <u>監査等委員会は、その決議をもって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第<u>30</u>条～第<u>33</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第<u>28</u>条～第<u>31</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>① <u>当社は、第64期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>② <u>第64期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第2項の定めるところによる。</u></p>